

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、五郷土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）内野々北尾地区）を行うことについて令和8年8月26日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和8年9月8日から同月28日まで縦覧に供する。

令和8年9月4日

香川県知事 池 田 豊 人